



まち並み景観形成モデル事業（E事業） の新設について

事業の概要

平成25年度に策定した「行田らしいまち並みづくりとにぎわい創出基本計画」に、行田らしいまち並みの形成とにぎわいの創出を図る路線として位置付けた「八幡通り」において、本事業（ふるさとづくり事業）と併せて埼玉県の「まち並み景観形成先導モデル事業補助金」を活用することで、八幡通りから行田らしいまち並み景観形成を加速していく

創設の目的

モデル区間を設定して区域をさらに絞りつつ、埼玉県の補助金を活用してB事業の補助率や補助上限額をかさ上げした新たな事業（E事業）を新設



観光客が増えつつある八幡通りにおける景観形成を集中的に促進し、更なる賑わいを創出

+

八幡通りから周辺へ波及させることにより、行田地区及びその周辺地区における「訪れたくなる」、「誇りに思える」まち並み景観形成を促進

埼玉県「まち並み景観形成先導モデル事業」概要

▶ 目的

地域の活性化やにぎわい創出を図るため、誰もが「訪れたいくなる」、「誇りに思える」まち並み景観を整備し、景観形成を加速する

▶ 事業の内容

「まち並み景観づくり」に積極的に取り組んでいる市町村の中から、県の支援により整備が進み、周辺への波及効果が期待できる「モデル区間」を選定し、取組みを支援する

▶ 補助対象経費と補助率（抜粋）

市町村が策定する「外観修景整備計画」に基づき、建物所有者等が行う住宅等及び住宅等の敷地の修景整備に要する費用について、市町村が建物所有者に補助する額の1 / 2以内

※ 補助期間は3年間

行田市は八幡通りをモデル区間に設定した計画を策定し、令和元年度に採択

補助対象事業

- ▶ 八幡通りまち並み基本構想に基づいた地域（＝八幡通り沿道）において、行田らしいまち並みに調和させるための建築物等の設置、外観の改修等を実施する事業



- ▶ 市内事業者の施工であること
- ▶ 市税等の滞納がないこと

補助額

- ▶ 補助率は、建築物等の設置及び改修、施設の整備に係る経費の**10/10以内**（B事業は1/2以内）
- ▶ 上限額は、**200万円**（B事業は100万円）

（市補助額のうち1/2は、県のまち並み景観形成先導モデル事業補助金を充当）



八幡通り沿道に特化して補助率と上限額を高めし、行田らしいまち並みづくりの先導モデル地区として集中的に景観形成に取り組む



その他 (要件・期間等)

- ▶ 追加要件として、観光客がより快適に過ごすことが出来るような取組みの実施や、地域のお祭りやイベントに積極的に参加すること
- ▶ 実施期間は、令和2年度と3年度の2年間限定
- ▶ その他の事項（補助対象経費・審査方法・補助事業期間・財産処分の制限等）はB事業に準じる